

つくばみらい市運動公園等条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月30日

つくばみらい市長



つくばみらい市条例第10号

つくばみらい市運動公園等条例の一部を改正する条例

つくばみらい市運動公園等条例（平成18年つくばみらい市条例第122号）の一部を次のように改正する。

別表5 附属設備の表中

「

青少年研修道場	1時間当たり 全面利用		100円
	1時間当たり 1/2面利用		50円

」を

「

青少年研修道場	1時間当たり 全面利用		100円
	1時間当たり 1/2面利用		50円
体育館	1時間当たり	空調設備	1,500円
武道場	1時間当たり		600円
卓球室	1時間当たり		100円
トレーニング室	1時間当たり		100円
青少年研修道場	1時間当たり		800円

」に

改め、同表の備考に次のように加える。

5 熱中症対策等のため、教育委員会が必要と認めた場合は、空調設備の使用を許可条件に付するものとする。

附 則

この条例は、令和5年6月1日から施行する。